

○短期大学 バイオハザード安全対策及び動物実験委員会規定

2023 年 4 月 1 日

施行 2023 年 4 月 1 日

（設置）

第 1 条 本学に、大阪夕陽丘学園短期大学バイオハザード安全対策及び動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 委員会は、本学における動物実験が適正に行なわれるよう協議し、動物実験が科学的に行なわれること及び動物の福祉、環境保全、安全確保等の観点から、適正な動物実験等の実施を図ること、並びに、病原体等を用いた教育・研究が安全かつ適切に行われるように病原体等の管理について必要事項を定め、本学における病原体等の保管、使用に起因し発生する暴露、事故等を未然に防止することを目的とする。

（任務）

第 3 条 委員会は、次に掲げる各号について協議し、学長に答申する。

- （1） 動物実験に関して適正な運用を図ること
- （2） 本学における動物実験の特に飼育状況（動物の種類、飼育数、飼育環境等）について把握に努めること
- （3） 動物実験に関する教員及び学生に対して適切な指導、助言を行うこと
- （4） バイオハザードの防止のための安全管理に関すること。
- （5） 安全管理基準の作成、病原体等の危険度の分類および感染症法に基づく特定病原体等の分類に関すること。
- （6） 病原体等の滅菌等の処理、管理に関すること。
- （7） その他、動物実験に関する、並びに、バイオハザードに関する安全管理に関する重要事項について審議すること

（構成）

第 4 条 委員会構成員である委員長及び委員は、学長が指名する。

- 2 委員の中より、バイオハザードの安全対策及び感染症の発生予防の観点より

実験責任者を定めなければならない。

- 3 実験責任者は、実験開始前に実験に従事するものが以下の事項について習熟しているかを確認しなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物の安全な取扱技術
- (2) 実施される実験の危険度に関する知識
- (3) 事故発生時の措置・対応に関する知識

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 委員会の事務は、企画・総務課が担当する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、別に定める「規則等の管理に関する規則」第6条第1項第2号の定めによる。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規定は、平成23年11月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、2018年4月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。この規定の制定により、「バイオハザード安全対策委員会規程」及び「動物実験委員会規定」は廃止する。